

高齢者虐待防止措置について

【虐待の発生または再発を防止するための委員会の開催内容と内容の周知について】

虐待防止委員会を毎月開催し、職員全員が参加している。欠席者がいた場合は議事録を確認し内容の周知をしている。

【指針の整備について】

虐待をしない。

虐待防止マニュアルを活用し、職員の虐待防止に関する理解を深める。

【研修の実施について】

年2回の虐待防止についての外部の動画を用いた研修を実施。

【担当者の設置について】

高齢者虐待防止措置担当者（島田敦子）